

営業報告書の意義と記載事項(2) 完

久 留 島 隆

- I. はじめに
- II. 営業報告書関連規定の制定過程
- III. 営業報告書の意義(以上, 前号)
- IV. 営業報告書の法的性質
- V. 営業報告書の記載事項
- VI. 営業報告書の機能
- VII. まとめにかえて(以上, 本号)

IV. 営業報告書の法的性質

営業報告書の法的性質については、特に、商法総則編に規定されている商業帳簿との関係において議論されている。

営業報告書と商業帳簿との関係については、営業報告書は、会社法上計算書類の1つとして、貸借対照表、損益計算書の次に規定され(商281条1項)、これらと密接な関係を有するものであるが、それは会計帳簿に基づいて作成されるものではなく、しかも、その目的は会社の営業の概況を明らかにするところにあるから、商業帳簿ではない⁵⁰⁾、と解するのが従来の一般的立場である。これに対して、商法上の営業報告書とは、会社の営業全般に関する総括的な状況報告と財務内容の補足的説明を本来の記載内容とし、両者をともに報告することによって会社情報を開示する機能を有するものと捉えることが妥当であり、企業の財政状態または経営成績を明らかにするために作成されるところから、商業帳簿と考えると差支えない⁵¹⁾、と説く立場がある。

従来の商法が営業報告書に関して何ら記載事項を法定しなかったということは、形式的にみ

れば、財務内容の補足説明を禁止していると直接的に解することはできないであろう。また、実質的にみても、株式会社の機関構成が、株主総会から取締役会を中心としたものに移行したこと(商230条ノ10参照)によって、企業経営に関与しにくくなった株主に対して、より以上に会社の営業概況および経理内容について情報を与える必要性が強くなった傾向にあると見てよい。そうしてみると、営業報告書に会社の財務内容を補足的に説明する記載事項を認めても、商法に違反するものでなく、却って実質的要求に応えることになる。そしてまた、昭和56年商法改正に伴って法務省令において、記載事項が具体的に明らかにされ、財務内容に関する事項も含まれたことにより⁵²⁾、貸借対照表および損益計算書とは確かに性質上の大きな差異はあるが、営業報告書を商業帳簿の1種と捉えてよい⁵³⁾。なるほど、商業帳簿に関する商法32条1項は、会計帳簿と貸借対照表のみを定めるにすぎないが、従来、商業帳簿は商人の損益状況を明らかにするものと解されるから、これらに加えて損益計算書も実質的には商業帳簿として解されてきたのであり⁵⁴⁾、同様に営業報告書も規定の解釈上商業帳簿と解すべきこととなる。なぜなら、特に今回の改正後においては、営業報告書は会社の営業活動の概要だけを報告する書面ではなくなったことにその理由がある。

営業報告書を商業帳簿と解するか否かで、結果的に実際上の差が生ずるかという点、必ずしもそうとはかぎらない⁵⁵⁾。営業報告書を商業帳簿と解した場合、会社は10年間営業報告書を

保存しなければならない(商36条1項)。この場合、営業報告書を商業帳簿と解しなくても、営業報告書は、営業に関する重要書類である(商36条1項)から、会社は同様に10年間保存することを要するのである。また、営業報告書を商業帳簿と解すれば、民事訴訟法312条所定の要件にかかわらず、裁判所は申立により、また職権をもって営業報告書の提出を命ずることができる(商35条)。しかし、営業報告書を商業帳簿と解しなくても、営業報告書が民事訴訟法312条の要件をみたすかぎり、また、實際上この要件をみたすことが多いから、裁判所は、営業報告書の提出を命ずることができる。さらに、営業報告書を商業帳簿と解すれば、その作成に関する規定の解釈については、「公正なる会計慣行」を斟酌することになる(商32条2項)。営業報告書の作成について、公正な会計慣行の存在を今のところ認められないとすれば、営業報告書を商業帳簿と解するか否かで差異は生じない。しかし、営業報告書に会計に関する事項を記載することが、昭和56年商法改正後においては、特に否定することができなくなった(商法特例法13条2項)たため、そのかぎりにおいては、営業報告書を商業帳簿と解すれば、その作成に関する規定の解釈については、公正なる会計慣行を斟酌しなければならないが、商業帳簿と解しないと、公正なる会計慣行を必ずしも斟酌する必要はないことになる。

会計上の財務諸表との関係⁵⁶⁾においては、営業報告書は、会社の営業の経過、その他の事項を記載し、会社の概況を示す説明書であるが、財務諸表は一定の区分と分類に基づき、勘定科目と金額が配列された表形式を主体とするものであり、会計帳簿に基づいて作成されるが、営業報告書の場合は、経理に関する記載は貸借対照表および損益計算書中の重要な部分を文章をもって説明するにすぎないとの理由から、営業報告書は財務諸表に含まれない⁵⁷⁾、と解されている。しかし、営業報告書は、損益計算書などの計数的表示を説明ないし解説するものでも

あるから、その補充的書類ということができ、その点で、理論上財務諸表の体系中に含ましめることができる⁵⁸⁾、と解する学説もある。この問題は、財務諸表というものを狭義・厳格に解し、補充的書類まで含めないのか、それとも財務諸表の意義を広義に解すべきなのかということに帰着する。結局、狭義の財務諸表というときには営業報告書を含めず、逆に広義に解するときには含ましめると理解すれば足りるのではなからうか。この点、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」(昭和35年6月22日大蔵省企業会計審議会中間報告)第一「財務諸表の体系について」の「3企業会計原則と商法」3営業報告書では、必ずしも会計帳簿に基づいて作成される報告書ではないので、これを財務諸表の体系から除くことが望ましい、と提言している。おそらく、営業報告書は計数的表示を欠いているということに、その理由があるのであろうが、今回の改正商法に伴って法定された営業報告書の記載事項中に、会計に関する事項があるので特に大会社の場合、その部分に限り、会計監査人の監査を要することになっている(商法特例法13条2項)。西ドイツ株式法に定める営業報告書に比して、会計報告書についての説明は乏しいともいえるが、もはや、財務諸表の体系から営業報告書をまったく除外し去ることはできなくなったというべきであろう。

V. 営業報告書の記載事項

従来、営業報告書の記載内容については、法定されていなかったため、企業所有者たる株主と会社を結ぶかけ橋としての役目を担っていた営業報告書は、各会社の創意と工夫に委ねられていた⁵⁹⁾。

しかし、昭和56年改正商法に伴う商法中改正法律施行法49条の改正に基づいて、計算書類規則第4章第45条において、会計情報と業務情報とに関する9つの記載事項が法定されること

となった。この9つの記載事項は、法定の最小限のものであって、これを超える任意的な記載の余地は残されており、これをどの程度に拡大していくかに関しては、法はまったく関与せず、各企業の自由な運用に委ねていると解すべきであり、その意味で企業の自主的な情報開示の姿勢が必要とされる⁶⁰⁾。ただ、会社の状況を示すため重要な事項については、必要に応じて記載しなければならない（計算書類規則45条1項）。法定の記載事項といっても、抽象的な表現のものが多いため、どの程度の記載であれば足りるのか、あるいはどのような事項があれば記載しなければならないかについては、今後一層検討すべき課題である。反面において、それだけ会社の個性に応じた営業報告書が作成されることも考えられる⁶¹⁾。しかし、監査役は、会社の状況を正しく示していると認めるに足りるだけの記載がなされているかどうかについて充分監査する必要がある（商281条ノ3第2項6号）から、監査役の任務は、この点においても重大である。

計算書類規則45条1項に定める記載事項は、実際に記載されている順序に従う必要はなく、法定事項に該当するものがなければ記載する必要のないのはもちろん、その旨をことわる必要もないと解すべきであろう⁶²⁾。

なお、改正計算書類規則の下では、大会社の場合、会計監査人は、営業報告書の記載事項の中に会計に関するものがあれば、これを自主的に判断し、監査して、監査報告書に記載することになる（大会社の監査報告書に関する規則4条）。監査役の方で、会計監査人の判断に問題があると考えれば、監査報告書にその旨の記載をすることになる（商法特例法14条2項1号）。このように、新法務省令においては、会計に関する部分の指定をしないで、その選別を第一次的には会計監査人の判断に委ねるという形式を採用している。その理由は、現実の営業報告書の記載内容は、企業の実態に応じてそれぞれ異なるものであり、あらかじめこれを画一的に定

めることが困難であるという点にある⁶³⁾。

計算書類規則45条1項および2項の規定は、大会社および中会社に適用されるが、資本金1億円以下で、同時に負債総額200億円未満の小会社には適用されない（計算書類規則45条3項）。これら小会社においては、計算書類規則45条1項および2項の規定を参考にして、会社の実情に応じた営業報告書を作成すればよいこととなった。

先の「法務省令制定の問題点」の10番目に「その他会社の状況に関する重要な事実」として、(注)1に、「営業報告書の記載について、企業秘密保護条項を定めるべきか。」ということが、問われていた。しかし、一般の取締役の善管注意義務の一環として処理されることとなったため、具体的な法定の記載事項から除かれることとなった。企業秘密は、それが秘密として保護されるかぎり、営業報告書に記載されるべきものではないからである⁶⁴⁾。

西ドイツ株式法160条はその記載事項を法定するが、同条4項3文は、理性的商人的判断によれば[nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung]、その記載により会社または結合企業に著しい不利益が生ずることが考慮される必要のあるかぎり、明細を記載する必要はないと定める。この点に関連して、営業報告書作成に関する基本原則が、商法の本体に規定されていないわが国の場合は、企業秘密条項の規定は特に重要である⁶⁵⁾、と提言されていた。

一 主要な事業内容、営業所及び工場、株式の状況、従業員の状況その他の会社の現況（計算書類規則45条1項1号）

「事業内容」とは、定款ないし登記上の目的を意味するものではなく、会社が実際に行なっている事業の内容を意味する。

「営業所および工場」は、会社の物的施設の状況を明らかにするものの例示として要求される記載事項である。物的施設に関する記載事項であるから、会社によっては事業部制等の経営組織事項も含まれる⁶⁶⁾と解されている。単に地

方別の所在場所を明らかにする程度では、足りない。そのほかに、それぞれの生産品目や生産能力等を記載する必要がある。

「株式の状況」の記載事項としては、発行済株式総数、発行株式の内容、授権資本枠のほかに、1単位の株式の数、株主数、株主・株式の分布も含まれる。その会社の発行済株式総数に対する法人持株や個人持株の状況を知るための重要な情報である。

「従業員の状況」⁶⁷⁾は、会社の人的施設の状況に関する記載事項である。男女別の従業員数、平均年令、平均勤続年数、平均給与、年令構成、定年制、管理部門・現業生産部門の別、労働組合との関係等のほかに、従業員特殊制度に関連した労働者の経営参加も、記載事項に含まれる。これにより、従業員の企業内定着率がある程度推察することができる。わが国では、ヨーロッパほど失業問題が深刻でないためもあってか、あるいは労使関係がうまく噛み合ってきたためか、従業員問題はそれほど重要視されてきたとは思えない。しかし、営業報告書の記載事項として、この問題が法定されたことは大きな重みをもつ。

「その他の会社の現況」としては、貸借対照表に示されている数字を文章にして、会社の現状を説明すること⁶⁸⁾が挙げられる。

二 その営業年度における営業の経過及び成果（資金調達の状況及び設備投資の状況を含む。）（計算書類規則45条1項2号）

この記載は、複数の営業が営まれて、営業の部門が分かれている会社においては、その部門別に記載しなければならない（計算書類規則45条2項）。

「営業経過」とは、経済環境や業界の状況のもとで、営業の遂行過程で生じた経営上の出来事を意味する。たとえば、合併、業務提携、重要な訴訟事件、研究開発の成果、営業年度内の営業活動の推移等、および、これら諸事項についての理由が含まれる。その他、先の「会社法改正に関する問題点」第五株式会社の計算・公

開の二において示されていた事項のうち、（一）重要な財産の得喪に関する事項、（二）株式、社債の発行等に関する事項、（八）公害の防止、消費者の保護その他社会との関係において生じた問題およびそれに対し講じた措置に関する事項、（九）重要な寄附に関する事項等が記載の対象となる。

「営業の成果」としては、売上高、受注高、生産高、損益、仕入高（原材料購入高）等が含まれる。なお、先の「法務省令制定に関する問題点」三附属明細書5において示されていた「営業部門（主要な製品、役務）別の売上高の明細」が、附属明細書の記載事項（計算書類規則45条1項）から削除されたが、営業報告書において開示されることとなる⁶⁹⁾。「成果」という抽象的表現が用いられているのは、そのなかで企業の自主性の発揮を求めようとするものにはかならない⁷⁰⁾。本号における「成果」は、営業部門別の売上高を最低限示すべきものと解すれば足り、したがって、それ以上に営業部門別の利益等を開示することを妨げない趣旨であると解すればよい⁷¹⁾。

「資金調達の状況」は、新株発行、社債発行、外国資金の導入を含めた多額の借入金等が記載事項として含まれる。必ずしも資金運用表のような内容までの記載は必要ではないが、資金繰りが窮屈になった特別の事情があるときは、その事実が記載されねばならない⁷²⁾。

資金調達の記載は、営業部門別になされる必要がある。これは、株主および会社債権者が会社の状況を正確に判断するためには、営業の部門別の表示が不可欠だからである。その記載が困難なものは記載しなくてもよい（計算書類規則45条2項）。記載が困難であるかどうかは、取締役の判断によることになるが、監査役の監査報告書にその判断が相当であるかどうか記載される点を考慮しなければならない⁷³⁾。

「設備投資の状況」は、主たる設備の新設、重要な拡充・改修の状況のほかに、設備の処分・除去等も含まれる。

本号に定める記載事項は、貸借対照表および損益計算書によっては明確に表現できない性質を有するものであり、取締役の責任という観点から、特に株主のすべてが関心を示す事項であるといえよう。

三 親会社との関係、重要な子会社の状況その他の重要な企業結合の状況（計算書類規則45条1項3号）

計算書類規則では、支配株主および子会社に対する金銭債務を、また、支配株主および子会社との取引高の総額を、貸借対照表または損益計算書に記載しまたは注記しなければならない（計算書類規則9条、20条2項、29条、30条1項、40条）と定めている。それにもかかわらず、営業報告書にさらに記載することを要求するのは、これらが注記によってあらわされる計数的なものを超越して、すべての株主に開示されるべき重要な事項だからである⁷⁴⁾。

「親会社との関係」は、親会社の立場にある会社の営業報告書においては、その企業集団の全体像およびその活動状況を明らかにする必要があり、子会社の立場にある会社は、どのようにその企業集団に組み込まれているかを明らかにして、記載しなければならない。

「重要な子会社の状況」という限定は、連結の範囲外とされる重要性のないものについてまで記載する必要はないという意味である⁷⁵⁾。重要な子会社に関しては、子会社名、主要な事業内容、資本金、持株比率等の静的な状況ならびに売上高および利益等の営業成績の概要が記載されるべきであるが、連結財務諸表を作成している会社においては、その数値を営業報告書によって株主に伝達することが望ましい⁷⁶⁾と指摘されている。

「その他の重要な企業結合の状況」とは、財務諸表等規則8条4項に定める持分法適用会社たる関連会社の状況、他の会社の関連会社に該当する会社においては、兄弟会社ともいべき子会社相互の関係のように、当該他の会社との関係を含むほか、重要な業務提携、技術提携

を包含する⁷⁷⁾と解されている。ここで開示が要求されるのは、結合企業の営業の成果ではないことに注意しなければならない。証券取引法上の連結開示制度は間接開示であるが、企業結合情報を営業報告書の記載事項とすることは、株主に直接開示するという点で大きな意義を有する⁷⁸⁾。

会社の、その企業集団での位置づけおよびその企業集団の活動の状況の記述を要求したのは、現在の企業活動が企業集団というかたちで行なわれているのが実際であることを考慮したためである。これによって企業集団の輪郭と企業集団内の当該会社の位置についての情報を得ることができるようになる。企業結合の状況の良し悪しが、当該企業の将来の安定的成長に大きく影響するため、この記載事項は開示事項として大きな意味をもつ。この点、商法は親子会社の概念を過半数持分主義に基づいて定めている（商211ノ2）が、営業報告書の記載事項として考えるときは実態に即して、親子会社関係を開示すべきでなかろうか⁷⁹⁾。この記載事項は、連結開示制度を商法に取り入れることが将来の検討事項とされたことに伴ない、そのつなぎとしての開示事項の意味をもつ⁸⁰⁾と説明されている。それだけに、商法上は、企業結合の状況に関する開示は連結情報を補足するものとして、重要な意味をもつ。

計算・公開改正試案の一計書類等5（注）(b)では、記載すべき数値について具体的に指定していたが、概数でもよいから新鮮な情報を記載することが期待されて⁸¹⁾、抽象的な表現にとどめている。

四 過去3年間以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明（計算書類規則45条1項4号）

先の「法務省令制定に関する問題点」一営業報告書8に比して、「財産の状況の推移」事項が記載事項として加えられている。このことは、立法作業に携わった者の説明によると、経営成績の表示のためには、総資産・純資産等の財産

状態に関する情報開示が当然必要なので、そのことを明確にする趣旨である⁸²⁾ということである。

「過去3年間以上」というのは、当該決算期から遡って3年間になるか、それとも当該営業年度は、本来計算書類規則45条1項または2号によって記載されるので、その期首から遡って3年間、つまり4期比較になるかどうかは問題ではあるが、今期を含めて5年間程度の期間を比較することが望ましい⁸³⁾と提言されている。

説明の方法としては、要約貸借対照表・要約損益計算書を列挙するという方法のほか、主要財務データ（売上高、受注高、営業損益、経常損益、当期損益、総資産、純資産、設備投資額、研究開発費額等）を示す方式とがある。このように、最近数年間の経営成績の推移を比較検討することによって、株主は、利益処分の合理的な判断をすることができ、あるいは取締役の責任を明確に把握することもできるようになる。

これらの推移については、経営者の説明を要するが、株主の理解の便宜のためには、図表等の利用を充分に考慮することが必要である。なぜなら、営業成績は損益計算書で、財産の状況は貸借対照表で、年度別に比較形式に基づいてすでに表示されているからである。また、この説明は取締役の主観的なものであるから、監査役は、明らかに不当と認められないかぎり、会社の状況を正しく示していないとの意見を述べる必要はないし、会計監査人の監査対象となる事項ではない⁸⁴⁾と考える。

五 会社が対処すべき課題（計算書類規則45条1項5号）

これには、構造不況、貿易摩擦等、業界自体がかかえる課題と、当該企業向の体質の改善を要する事項（過剰人員、技術革新の遅れなど）というような会社個有の課題がある。

先の「法務省令制定に関する問題点」一営業報告書4においては、「会社が対処すべき課題及びこれについての方針」という形で、提起されていたが、「これについての方針」が削られた

のは、課題の記載だけをして対処方針を明らかにしないことは通常考えられないため、また、企業秘密とのからみもあるため、あえて法務省令上は記載事項として強制しないこと⁸⁵⁾とされたようである。したがって、その記載をするか否かは、会社の自主性に委ねられた。「問題点」に関する各界意見では、この記載事項に反対する意見⁸⁶⁾が多いようであったが、本来、経営者として株主に正々堂々と訴えるべき事項であり、会社の事業の進展のために克服すべき課題がないはずはないし、これを認識することは経営者として取締役の当然の使命であるし、株主にとっても最大の関心事の1つであるから、この開示なしに株主に対する経営責任を果たしているとはいえない⁸⁷⁾と指摘されている。しかし、将来の見通しは、かなり困難であり、しかも不確実性は避けられないため、これがため株主をミスリードするという危惧も生ずるから、取締役としては慎重にならざるを得ないのであろう⁸⁸⁾。

六 その営業年度の実任役員及び監査役の氏名、会社における地位及び担当又は主要な職業（計算書類規則45条1項6号）

この記載事項の趣旨は、当該営業年度において経営に責任のある者およびその経営との関わり方を明示しようとするものである。したがって、取締役および監査役の責任の自覚を高めるうえで効果が期待されている。

営業年度の途中で就任・退任した者についても、その就任・退任の日時を明らかにして記載すべきである。地位の移動があった場合には、少なくとも最終時点の地位を記載する必要がある⁸⁹⁾。

「会社における地位」とは、社長、副社長、常務取締役、常任監査役等を意味する。

「会社における担当」とは、技術担当、総務担当、労務担当、営業担当、工場長兼務、某支店長兼務等を意味する。

「主要な職業」というのは、非常勤取締役・非常勤監査役について問題となる記載事項であ

る。これによって、非常勤者の会社業務への関与の程度、あるいは会社が社外者をどのように活用しているかが明らかにされる⁹⁰⁾。

七 上位7名以上の大株主及びその持株数並びに当該大株主への出資の状況（計算書類規則45条1項7号）

「上位7名以上」と定められたのは、発起人の数（商165条）と合わせたものである⁹¹⁾。

「出資の状況」というのは、大株主が株式会社または有限会社である場合において、株式または持分を有するという意味における出資である⁹²⁾。

株式会社の場合は、持株数・その持株比率、出資額等が記載されることになるが、これらの事項は、名義を問わず、その計算で保有しているものも含まれる⁹³⁾と解すべきである。

大株主への会社の出資の状況をも記載事項として定めたのは、これによって株式相互保有の状況を明らかにさせることを目的としているからにほかならない⁹⁴⁾。

八 主要な仕入先、借入額及び当該借入先が有する会社の株式の数（計算書類規則45条1項8号）

自己資本比率が比較的低い日本の企業においては、間接金融という点で、主たる取引金融機関の比重は高く、再者間の結びつきの程度は、金融系列を知るうえで、開示情報としては重要である。また、主要な取引金融機関がない旨の記載も重要な情報といえることができる。ここでいう「主要な借入先」とは、そういう意味の金融機関であることが通常であるけれども、銀行等の金融機関に限定するものではない。ここで「主要」というのは、重要なもののうちの主なものという意味である⁹⁵⁾。

主要な借入先は、会社との特別な関係によって、一般に知り得ない会社の重要な内部情報を知ることができると考えられる。そこで、内部情報を利用した、いわゆる内部者取引の規制のためにも、主要な取引先の持株状況が明らかにされることは有益である⁹⁶⁾。

九 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実（計算書類規則45条1項9号）

これは、いわゆる「後発事象」〔subsequent events〕といわれる記載事項である⁹⁷⁾。後発事象とは、その営業報告書が、本来の対象とする営業年度内に生じた事実ではなく、その決算期後に生じた事実であって、その会社の営業については重大な影響を及ぼすべき事実をいう⁹⁸⁾。なお、「重要な」とは、その情報を知らないで判断すれば支障があるかどうかを基準にすればよいのであろう⁹⁹⁾。

本号に定める後発事象は、「会社の状況」に関するものであるから、非財務の後発事象と財務関連の後発事象の両者を含むと解してよい。なぜなら、計算書類規則2条2項によると、「営業報告書は、会社の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。」と定め、これを受けて同規則45条1項が、業務に関する事項のほか財務に関する事項をも具体的に列挙しているからである。さらには、「大会社の監査報告書に関する規則」3条が、「会計監査人の監査報告書には、決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、営業報告書に記載があるときはその旨」を記載しなければならないと規定しているからである。両者のうち、財務関連の後発事象は、原則として貸借対照表および損益計算書の注記事項としても扱われる（計算書類規則3条ノ3）。このような取扱いをしたのは、財務事項と非財務事項とを区別することが、必ずしも容易ではないからである。さらに、貸借対照表および損益計算書によって明らかにされる計数的情報を評価するために、および営業報告書によって表示される営業の経過および成果の意味を正しく評価し、会社の将来の営業の状況を予測するために重要であることから、営業報告書において開示されることが妥当と考慮されたからにほかならない¹⁰⁰⁾。したがって会社の状況に関する重要な事実は、それが財務に関するものであるか否かにかかわらず、

営業報告書に記載しなければならない¹⁰¹⁾。

後発事象は、次期以降の会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすおそれが大きく、株主や債権者にとって知り得る時間的にもっとも近い事情を明らかにする情報として重要な意義を有する¹⁰²⁾。当期末の利益処分時点に間に合うということは、結果において当期の財務諸表の内容まで変更したのとはほぼ同様の効果をもたらす場合も出てくるであろう¹⁰³⁾。

後発事象としては、火災・出水等による重大な損害の発生、多額の増資または減資、多額の社債の発行または繰上償還、会社の合併・重要な営業の譲渡または譲受、重要な係争事件の発生または解決、主要な取引先の倒産、重大な労働争議の発生等が考えられる¹⁰⁴⁾。これらの事項の開示が要求されるのは、計算書類のディスクロージャーとしての機能を重視するからにはほかならない。この点、決算日現在の状態の表示に基づく経営者たる取締役の責任を問題としてきた従来の考え方とは差異が生ずる。

しかし、「決算期後に生じた」と規定するだけであるから、その具体的時期についてはいつまでに生じたものであればよいかが問題となる¹⁰⁵⁾。第一次的には、決算日後商法上の計算書類の作成のとき(取締役会の承認日)までである。したがって、この時期の後発事象は営業報告書に記載されることとなる。しかし、株主としては、それが果たして会社財産または損益に影響を及ぼす事象であるか否かについて、明確に判断できない場合もあることを予想して、大会社の場合には、会計監査人が、会計に関する後発事象の記載にかぎってその旨を監査報告書に記載しなければならないとされている¹⁰⁶⁾(大会社の監査報告書に関する規則3条)。計算書類作成日が経過した後で、会計監査人の監査報告書作成日まで発生した後発事象については、営業報告書への記載は不可能である。そのため、会計監査人としては、取締役からの後発事象に関する報告があったときにかぎり、会計監査人の監査報告書にその旨の記載が求められ

ている(同規則3条)。しかし、この点については、取締役において作成され、取締役会において承認された営業報告書といえども、会計監査人の監査が終了するまでは、その追加記載または修正は原則として可能であり¹⁰⁷⁾、定時株主総会招集のための取締役会において、追加記載または修正された営業報告書を再度承認すればよい¹⁰⁸⁾、と解する立場がある。会計監査人の監査報告書作成日以後で、監査役の監査報告書作成日までに発生した後発事象は、取締役から報告があったときは、監査役の監査報告書にその事実を記載しなければならない(同規則6条本文)。ただし、会計に関する後発事象は、会計監査人の監査報告書作成日後のものにかぎられる(同規則6条但書)。監査役の監査報告書作成日後に発生した後発事象については、定時株主総会において取締役から報告されるべきである¹⁰⁹⁾。

十 「その他の会社の状況に関する重要な事項」(計算書類規則45条1項)。ここにいう「重要な事実」とは、一般的には、具体的に列挙された記載事項だけからは、株主に対して会社の業務および財務の状況を正しく示したことになるような重要な事実を意味する。具体的には、各会社の状況に応じて個別的に判断するよりほかにない。しかし、会社が重要であると考えられるか否かによって、記載事項となったりならなかったりするものではなく、抽象的には客観的に定まりうるものである。具体的なものとして考えられるのは、たとえば、(a) 取締役・監査役等の役員が関係している企業と会社との間の取引のごとき特殊な関係上の取引が行なわれた場合には、取引の内容・取引金額等の事実の具体的説明、(b) 会社が社会的に不当とされるような性質の政治献金や、法的にも不当とされる賄賂等を行なったことが監査役の監査、あるいは税務機関その他第三者の調査によって明らかにされた場合のその事実に関する説明、(c) 会社が社会的責任の遂行を意図する環境保全のための支出・地域開発への貢献・福祉機関への寄附等の支出がなされた場合の具体的説明などが

含まれる¹¹⁰⁾。列挙された事項以外の事項であっても、開示すべき重要な事項を営業報告書に記載しなければならないことは、ディスクロージャーについて企業の自主性を最も発揮するうえで、必然性を有するといえよう¹¹¹⁾。これを営業報告書に記載しないときは、法令および定款に従い会社の状況を正しく示した営書報告書とはいえないのであり、監査役または会計監査人は、その監査報告書にその旨の記載をしなければならない（商281条ノ3第2項6号，商法特例法13条2項，同14条2項3号）。

「計算・公開改正試案」の一計算書類等5（注）(f)では、役員報酬の総額が記載事項として挙げられていたが、むしろ報酬議案に関する参考書類の記載の問題とする意見が強く、従来どおり、附属明細書の記載事項（計算書類規則47条1項11号）とするほか、参考書類の記載事項（大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則3条6号）とされている。また、同改正試案の一計算書類等5（注）(g)では、無償供与の総額が記載事項として提案されていたが、それだけの記載ではその無償供与のもつ意味が明らかにはならず、かえって株主等をミスリードするとの批判が強かったため、無償供与については、附属明細書の記載事項（計算書類規則48条1項5号・3項）および監査役の監査報告書の記載事項（大会社の監査報告書に関する規則7条1項2号）とされている。

VI. 営業報告書の機能

昭和56年改正商法のもとでは、計算書類はすべて定時株主総会に提出されることを要するが、そのうち総会の承認を要するのは、貸借対照表、損益計算書および利益金処分案である。営業報告書は、総会の承認を要せず、単にその内容が報告されれば足りることになった。その理由は、営業報告書の記載事項は、単に事実の報告であって、その記載の前提となる方針とい

うものがないこと、したがって定時株主総会が承認するとしても、その対象は、その記載が真実か否かということにすぎないこと、経営と所有が分離されていて、通常経営に参加していない株主にとっては、計算書類の記載が真実であるか否かを、特に判断することは、極めて困難であること、したがって会社の内部事情に詳しい機関としての監査役の判断による監査結果を、総会で報告した方が現実に即していることなどである¹¹²⁾。

監査役は、監査報告書に、営業報告書が法令および定款に従って会社の状況を正しく示しているか否かを記載しなければならない（商281条ノ3第2項6号）。すなわち、営業報告書の記載事項が、計算書類規則45条に従っているかどうか、および、営業報告書に記載すべき事項が定款に定められている場合には、その記載すべき事項が全部記載されているかどうか、また同時に、その営業報告書が真実を記載しているかどうかを監査報告書に記載しなければならないのである。

株主は、他の計算書類とともに営業報告書と監査報告書の謄本の送付を受ける（商283条2項）から、これら書類の記載を熟慮し、記載事項の真否および会社の営業状況を知った上で定時株主総会に臨むことになる。昭和56年商法改正および特例法改正により、営業報告書については、いずれの規模の会社であっても、取締役は、総会にその内容を報告するだけで足りる（商283条1項，商法特例法16条1項）とされている。株主総会は、株主が会社から情報を開示され、それを受ける場であるから、決議の事項だけでなく報告事項についても、株主の質問に対して、取締役および監査役などの会社役員は説明義務を負う（商273条ノ3）。このように、株主としては、総会において会社役員に対し、法的に、営業報告書の記載事項について質問することができると同時に、議決権の適切な行使が制度的に保障されたことになった。しかし、これらの報告事項についての説明義務違反に

は、罰則（商 498 条 1 項 17 号ノ 2）の適用はあっても、決議取消（商 247 条）の問題は生じない。この点において説明を強制する裏付けが弱いといえよう¹¹³⁾。営業報告書の内容が虚偽であった場合には、監査役は、監査報告書にその旨の記載をしなければならないから、株主は、取締役および監査役の解任決議（商 257 条、同 280 条）等によってその責任を追及することもできるし、虚偽記載によって損害を受けた者は、その取締役および監査役に対して民事責任を追及し、損害賠償の請求（商 266 条ノ 3、同 280 条）をすることもできる。虚偽記載をした取締役は、過料の制裁（商 498 条 1 項 19 号）を受けねばならない。

営業報告書に記載すべき事項を記載せず、または不実の事項を記載した場合、かつては刑法法定主義の建前から構成要件が明確に法定されていたが¹¹⁴⁾、今回の改正に伴って、計算書類規則に営業報告書の記載事項が規定されたことにより、この問題は解決されたと考えてよい。

営業報告書は、会社の状況を明らかにするための文書である（商 281 条ノ 3 第 2 項 6 号、計算書類規則 2 条 2 項）から、株主は、営業報告書の記載を通じて、当該会社がいわゆる社会的責任を果たしているかどうか、また逆に、取締役が社会的責任という名のもとに株主の実質的な利益を侵害するような本来の忠実義務に反する行為をしているかどうかを容易に知ることができるようになる¹¹⁵⁾。そのためにこそ、営業報告書に記載されるべき重要な事実は明確になされる必要があるし、記載洩れがあってはならないはずのものである。けれども、営業報告書は、他の計算書類とともに、大会社にあっては株主総会の会日の 8 週間前、中会社にあっては 7 週間前、小会社にあっては 5 週間前までに作成し、監査役等に提出しなければならない（商 281 条ノ 2 第 1 項、商法特例法 12 条 1 項、同特例法 23 条 1 項）から、記載に必要な情報をそれまでに入手することができなくなることも考え

られる。しかし、営業報告書が情報開示という要請を担っている以上、監査の趣旨を損ねないかぎり、この提出期限の定めは厳格に解する必要はなく、柔軟に対応しても差支えないものと解すべきである¹¹⁶⁾。

このように営業報告書は株主の利益保護という要請に応える機能と、資金運用がいわゆる社会的責任を果たすために使用されたかの説明要求に応える機能とを合わせもつものと考えられる¹¹⁷⁾。すなわち、環境保全のために費用を投じ、公害防止のための設備投資を実行し、相応の寄附行為をなし、営業その他に関する重要な訴訟をめぐる報告をすると、財務支出が結果として生ずるが、そのために会社は、これらに備えるためあらかじめ引当金を設定し、任意準備金を積立てることになるから、配当可能利益の減少に必然的に結びつく。したがって、営業報告書はその両面の接点ともいえるものであり、どこでその調整を図るかということは、まさに、営業報告書の記載事項がどのようなものであるかという記載内容ないし方法の問題である¹¹⁸⁾。

この点、営業報告書の記載事項を法定化することに賛成する立場からすると、法定化の理由が、営業報告書の内容を充実したものにしようとすることになれば、取締役の免責というよりも、ディスクロージャーの方に、法定化の目的があると考えてよい。換言すれば、商法におけるディスクロージャーの目的は、取締役が株主からの受託資本を忠実に管理運用したか否かの責任、履行結果を説明・報告することにある。そうであれば、法定化された記載事項は最低限のものであり、その他の計算書類にあらわれない情報を、それ以上に説明しようということであれば、その場合は取締役の自主的判断に任せればよいというふうに理解すれば足りる。

このように理解するからといって、株主が定時株主総会において利益処分決定ならびに取締役および監査役の選任決議における議決権行使をいかにすべきかを判断するための重要な資料としての営業報告書の機能を否定するもので

はない。

営業報告書は、会社の規模にかかわらず、定時株主総会の会日の2週間前から5年間本店に、かつその謄本を3年間支店に、備え置いて、株主および債権者の閲覧に供せられ、その謄本または抄本の交付請求の対象とされている(商282条)から、営業報告書は間接開示の機能をも有する。その意味で、小会社といえども、大会社に関する計算書類規則の営業報告書の記載事項に関する規定が1つの参考になるので、今までのようにまったく指針がなかったものに比べると、小会社に対する影響も充分考えられるところである¹¹⁹⁾。

結局、営業報告書は、貸借対照表および損益計算書に表示された企業内容に関する計数的表示につき、その背後にある事実と意味とを説明する書類であり、数値では表示しにくい事実を文章をもって説明することもできるという特質を有し、会社の営業の経過と会社の現況についての正確かつ真実である情報を、会計に関する事項¹²⁰⁾(財務内容)を含めて、直接的には株主に対して、第二次的には債権者に対して、理解せしめるよう説明報告するための機能を有する¹²¹⁾。

VII. まとめにかえて

昭和56年商法改正に伴って、営業報告書の在り方が、先の昭和49年商法改正に引続き、大きく変化した。その1つは、営業報告書の記載事項が、計算書類規則において列挙されたこと、他の1つは、営業報告書だけが他の計算書類と異なり、いつの場合でも、株主総会で取締役が報告することをもって足りるとされたことである。これらの主要改正点は、昭和56年商法改正の趣旨が企業の自主的運営の強化に主眼を置いていたことに無関係ではありえない。そこで営業報告書の記載事項が法定されたとはいえ、それらは最低限のものであり、しかもそこにはかなり抽象的表現が認められるのである。したが

って、経営者たる取締役は、自己に好都合な内容のみを開示するのではなく、好ましくないものでも、株主の保護上必要な不可欠のものであるかぎり、今回の改正商法が目指す企業の自主的運営の強化に基づいて、自主的に営業報告書の内容を拡大・充実してゆかねばならない重大な責任を、同時に監査役もまたこれらを監査するうえで相当な責任¹²²⁾を課せられたといえよう。したがって、情報化時代に対処した企業の自主的創意の開発に期待が寄せられているのは当然のことであろう¹²³⁾。それが実現してこそ、はじめて営業報告書の機能が十分に発揮されることになるのである。

けれども、他方において、企業の内容開示制度は、無制限に拡大されるものでもない¹²⁴⁾。なぜなら、会社の企業秘密に属する事項までも開示を要求すれば、それは結果的に株主にとって決して利益になることではないからである¹²⁵⁾。ただ、それを隠れ蓑として、社会的要請を回避することは許されるものではない。しかし、企業秘密に属するか否かの基準は具体的には存在せず、抽象的かつ相対的なものであるから、企業の自主性に当然のことながら委ねられることとなる。

結局、営業報告書の記載事項が法的に整備された以上、これを充実・拡大して成果を得ることができるのは、会社経営者の任意性・自主性の問題でもあり、会社経営者の決断と努力にかかっているといえよう。

注

- 50) 山村忠平「営業報告書」『株式会社法辞典(田中誠二編集代表)』(同文館、1970・11)36頁、同「商法上の営業報告書」『産業経理』35巻11号(1975・11)17頁。蓮井良憲「営業報告書についての一考察」『企業法の研究(大隅健一郎先生古稀記念)』(有斐閣、1977・1)168頁。同「営業報告書について」前掲61頁。
- 51) 商法研究会「営業報告書のあり方と商法規定」前掲106頁(宮島報告)。
- 52) 計算・公開改正試案の段階であるが、企業のおかれている一般的・特殊の状況報告をするためには、経理の状況についての総括的説明によっ

- て、企業の状況報告を補充する必要も検討されなければならない(武田隆二「我が国営業報告書の中間的提言」『会計』118巻2号(1980・8)88-89頁参照)と、進言されていた。
- 53) 森川八洲男「会社の計算・公開～営業報告書」『税経セミナー』26巻13号(1981・9)122頁は、営業報告書を、部分的に計算書類としての性格をもつものであることが明らかにされた、と説明され、また、同「我が国における改正会社法の主要論点と諸外国の会計法制」『企業会計』33巻10号(1981・9)127頁は、計算書類としての性格が明確にされていると説明する。さらに野村健太郎「会社の計算・公開～会計情報の拡充」『税経セミナー』26巻13号(1981・9)127頁は、営業報告書は名実ともに計算書類を構成するものとされた、と説かれている。
- 54) 高鳥正夫『商法総則商行為法(改訂版)』(慶応通信, 1982・3)107頁。
- 55) 商法研究会「営業報告書のあり方と商法規定」前掲118頁(阪埜～まとめ)参照。
- 56) 営業報告書の内容が真実であるかどうかは、財務諸表の内容が真実であるかどうかにかかわりをもっている(黒沢清「営業報告書の真実性」『会計』105巻6号(1974・6)6頁)ことが指摘されている。
- 57) 大雄令純「商法計算書類規則等改正点の解説」『税経セミナー』27巻8号(1982・7)87頁。山村忠平「営業報告書」前掲36頁。
- 58) 服部案三『注釈会社法』(6)株式会社の計算(有斐閣, 1970・6)21頁。
- 59) 実務家による実態調査として、田辺秀「営業報告書に関する実態調査」『商事法務研究』410号(1967・4)2頁以下参照。
- 60) 江村=稲葉=竹中=新井(司会)『「計算・公開」改正試案の問題点』『企業会計』32巻3号(1980・3)30頁(竹中発言)参照。
- 61) 神田秀樹・前掲8頁参照。
- 62) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」『商事法務』941号(1982・6)17頁。
- 63) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(1)」『商事法務』938号(1982・4)6頁。
- 64) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲21頁。
- 65) 黒沢清「営業報告書の記載事項について」『企業会計』34巻1号(1982・1)24頁。この点に関して、中村忠「新法務省令に望む」『産業経理』41巻12号(1981・12)2頁参照。
- 66) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲17頁。
- 67) フランスでは、1978営業年度より従業員関係の社会責任を重視した情報を一定規模以上の上場会社に対して公表することを義務づけている(野村建太郎「フランス営業報告書の特徴」『企業会計』31巻8号(1979・8)108頁参照。
- 68) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲18頁。
- 69) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲18頁。
- 70) 稲葉威雄「法務省令制定に関する各界意見の分析」『商事法務』928号(1982・1)10頁。
- 71) 武田隆二「新法務省令における営業報告書の性格と課題」『税経通信』37巻9号(1982・2)32頁。
- 72) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲18頁。
- 73) 近澤弘治「営業報告書の監査」『税経セミナー』27巻10号(1982・9)5頁参照。
- 74) 神崎克郎「営業報告書の記載内容と開示」『税経通信』36巻14号(1981・11)84-85頁。
- 75) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲18-19頁。
- 76) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲19頁。
- 77) 稲葉威雄・前掲書303頁。同「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲19頁。
- 78) 稲葉威雄「法務省令制定に関する各界意見の分析」前掲11頁。西ドイツ株式法334条は、コンツェルン営業報告書[Konzerngeschäftsbericht]を規定しており、そこにはコンツェルンおよびコンツェルン決算書に収容された企業の営業の経過および状況が記載されなければならない。(慶応義塾大学商法研究会訳『西ドイツ株式法』前掲535-536頁。Bruno Kropff, a.a.O.S. 449-450.)。黒田全紀「西ドイツ営業報告書の現状」『会計』118巻2号(1980・8)73-74頁参照。同「西ドイツ国際企業営業報告書管見」『企業会計』31巻8号(1979・8)98-99頁参照。
- 79) 武田隆二「新法務省令における営業報告書の性格と課題」前掲33頁。倉沢康一郎「法務省令への期待」『産業経理』41巻12号(1981・12)10頁参照。なお、「計算・公開改正試案」の段階であるが、崎田直次「業務報告書について」『産業経理』40巻5号(1980・5)23頁は、一定基準による親子関係そのものの存在については全面的に開示せしめるべきである、と指摘している。
- 80) 稲葉威雄・前掲書302頁。同『「法務省令制定に関する問題点」について(上)」『商事法務』920号(1981・10)5頁。神崎克郎「営業報告書と附属明細書の記載事項」『企業会計』34巻1号(1982・1)38頁参照。
- 81) 稲葉威雄『「法務省令制定に関する問題点」について』前掲5頁。
- 82) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲19頁。
- 83) 青木茂男「アメリカ企業の株主宛営業報告書」

- 『会計』84巻5号(1963・11)22-23頁。稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲19頁。
- 84) 稲葉威雄・前掲書304頁。
- 85) 稲葉威雄・前掲書305頁。同「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲20頁。
- 86) 黒沢 清「営業報告書の記載事項について」『企業会計』34巻1号(1982・1)23頁は、任意記載事項にすべきであると提言されていた。
- 87) 稲葉威雄「法務省令制定に関する各界の意見」前掲11頁。稲葉威雄「法務省令制定に関する問題点(上)」前掲6頁。フランス法のもとでは、すでに1967年時点において「将来展望事項が理事会報告書に盛り込まれている(野村健太郎「フランス営業報告書の現状」前掲59頁)。
- 88) したがって、アメリカでは保護条項[safe harbor rule]を設けており、実際にも将来展望が叙述的に与えられるにとどまっている(平松一夫「米国アニュアル・リポートと改正試案記載事項の比較分析」『企業会計』33巻10号(1981・9)52-53頁参照。なお、山村忠平「営業報告書の役割とその記載事項」『企業会計』37巻10号(1981・9)23頁参照。番場嘉一郎「営業報告書はいかにあるべきか」『企業会計』33巻10号(1981・9)12頁参照。
- 89) 河本=稲葉=村山=窪内=向後=赤木=中村=竹中(司会)「営業報告書の記載事項(3)」『商事法務』946号(1982・7)18頁(稲葉発言)。
- 90) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲20頁。
- 91) 稲葉威雄・前掲書306頁。同「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲20頁。河本=稲葉=村山=窪内=向後=赤木=中村=竹中(司会)・前掲18頁(稲葉発言)。
- 92) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲20頁。
- 93) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」前掲20頁。
- 94) 神崎克郎「営業報告書」『企業会計』34巻6号(1982・6)26頁。
- 95) 稲葉威雄・前掲書306頁。
- 96) 神崎克郎「営業報告書と附属明細書の記載事項」『企業会計』34巻1号(1982・1)38頁。
- 97) 立法例として西ドイツ株式法160条1項後段があり、その営業年度終了後に生じた特に重大な出来事についても[auch über Vorgänge von besonderer Bedeutung, die nach dem Schluß des Geschäftsjahrs eingetreten sind]と定めており、そのほか、ヨーロッパ会社法案195条2項(a)も、後発事象について規定している。各国の後発事象に関する開示の姿勢とわが国における開示の実態については、会田義雄「後発事象の開示」『産業経理』41巻6号(1981・6)1-7頁が詳しい。
- 98) 元木 伸「改正会社法における営業報告書はいかにあるべきか〜計算・公開改正試案における記載事項について」『企業会計』33巻10号(1981・9)16頁。
- 99) 蓮井良憲「営業報告書について」前掲75頁。森川八洲男「重要な後発事象の開示〜特に後発事象の範囲に関連して」『税経セミナー』28巻3号(1983・3)12頁参照。
- 100) 神崎克郎「営業報告書の記載内容と開示」前掲84頁参照。
- 101) この点について批判的見解が示されている(番場嘉一郎「『法務省令制定の問題点』に対する意見書の公表」『税経通信』37巻3号(1982・3)120頁および増田和夫「重要な後発事象の開示について」『三重法経セミナー』44号(1982・11)3頁参照)。なお、新井清光「『法務省令制定に関する問題点』に対する審議会意見書の主な論点」『税経通信』37巻3号(1982・3)127頁は、後発事象を営業報告書へ記載すべきものと貸借対照表へ注記すべきものに二分することは、事実上不必要であると思われるし、またそのような区分記載を要求することは、実務上かなり困難であろう、と指摘されている。この点につき、高田駒次郎「後発事象」『商学論集』(西南学院大学)29巻3・4号451頁参照。
- 102) 若杉 明「営業報告書の性格と役割」『会計』122巻2号(1982・8)20-21頁参照。なお、日本経済新聞1983年2月19日朝刊2頁参照。
- 103) 遠藤久夫「後発事象の原理的類型〜監査報告との関連性」『会計ジャーナル』14巻6号(1982・5)24頁。
- 104) 企業会計原則・注解[注1-3]によると、次の事項が例示的に挙げられている。なお、財務諸表規則・取扱要領九の17もまったく同じ項目を掲げている。
イ. 火災、出水等による重大な損害の発生
ロ. 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
ハ. 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
ニ. 重要な係争事件の発生又は解決
ホ. 主要な取引先の倒産
- 105) 中島省吾「偶発・後発事象の会計基準〜国際会計基準公開草案第10号をめぐる」『企業会計』29巻8号(1977・8)42頁参照。同「重要な会計方針・後発事象の開示」『企業会計』34巻6号(1982・6)84-86頁参照。
- 106) この点において、監査報告書の範囲の限定を、監査人の自主判断に委ねることに特徴がある、と解するものに、高田正淳「重要な後発事象の開示」『税経通信』37巻10号(1982・7)51頁がある。なお、会計監査人が後発事象を知り得た場合の手續・責任については、辰巳正三「監査

- の立場からみた引当金と後発事象の証取法監査の新展開に際しての私見』『企業会計』35巻1号(1983・1)58頁参照。
- 107) 法定監査事例研究会「後発事象に関する会計および監査上の取扱いについて」『会計ジャーナル』14巻10号(1982・9)40, 42頁参照。会田義雄「注記事項の拡充とその記載方法～重要な会計方針と後発事象について」『企業会計』35巻1号(1983・1)48頁参照。黒沢 清「後発事象のレビューについて」『会計』123巻2号(1983・2)6頁参照。原則的に取締役の報告を通じての後発事象の監査報告書への記載ということとは必要ではないと解する説として、村山徳五郎「後発事象の開示と監査」『会計』122巻2号(1982・8)79-80頁がある。
- 108) 取締役会の承認時期との関係においては、取締役会決議の趣旨に従うことで足りると解すべきである(河本=稲葉=村山=窪内=向後=赤木=中村=竹中(司会)・前掲19頁(稲葉発言)参照。なお、久留島隆「計算書類の作成と確定」『横浜経営研究』2巻4号(1982・3)270頁参照)。
- 109) 中島省吾「会計方針と後発事象」『企業会計』34巻7号(1982・7)113頁は、計算書類が取締役会の権限の及ぶ範囲から離れるときまでは、後発事象を注記しなければならないと解されている。この点に関連して、永戸正夫「後発事象と補足的説明事項について」『名古屋商科大学論集』27巻1号(1982・10)261頁参照。
- 110) 番場嘉一郎「『法務省令制定の問題点』に対する意見書の公表」前掲118-119頁。「計算・公開改正試案」の段階であるが、その他の重要事項として、「会社の利益配当の方針」が提唱されていた(竹中 正明「改正試案批判=業務報告書について」『産業経理』40巻5号(1980・5)32頁参照)。イギリスの取締役報告書の事例では、これらの記述は一部の会社を除いては決して多いとはいえないようである(広島修道大学総合研究所営業報告書研究グループ編『ディスクロージャーと営業報告書』叢書10号(1981・3)108頁参照)。経団連・経済法規委員会による「新法務省令による各種書類のひな型」(昭和57年6月9日)のI営業報告書の「十その他」においては、特に記載すべき事項はないとされている(『商事法務』943号(1982・6)12頁参照)。
- 111) 稲葉威雄「法務省令制定に関する各界意見の分析」前掲13頁。
- 112) 元木 伸・前掲書177-178頁。
- 113) 久留島隆「株主総会における会社役員の説明義務」『改正会社法の基本問題(高鳥正夫編)』(慶応通信, 1982・7)119頁。ただし、株主の説明要求にもかかわらず、適切な説明がなされないと、利益処分決議が、手続上の瑕疵がある(商247条1項1号)として、取消されることもありうる。
- 114) 山村忠平「商法上の営業報告書」前掲18頁参照。
- 115) 蓮井良憲「営業報告書についての一考察」前掲書174頁。
- 116) 稲葉威雄・前掲書300頁。
- 117) 武田隆二「西ドイツヘキスト社の営業報告書の特徴」『企業会計』31巻7号(1979・7)35頁によると、企業の社会的責任についての記述が重視されているものの、財務分析者や株主の意識構造の中には、収益性指向の意識が統計上濃厚であることが報告されている。蓮井良憲「企業の社会的責任と営業報告書の在り方」『企業法研究』247輯(1975・12)4, 6頁。
- 118) 企業の社会的責任に関する事項として、営業報告書の記載事項とすべきものには、(1)消費者に対する製品の質・安全性・耐久性に関する事項、(2)従業員の安全・健康に関する事項、(3)社会的責任の遂行に関してその営業年度中になされた投資・費用の額およびその内容(公害防止に関する研究開発・設備投資・設備維持に関する支出、教育・文化・福祉団体等に対する応分の寄附)、(4)営業上の重要な出来事(係争中の営業その他に関する重要な訴訟を含む)などが、昭和50年6月の「会社法改正に関する問題点」公表時に、提言されていた。アメリカの最近の営業報告書〔Annual Report to Shareholders〕では、ほとんどの企業が社会的責任に関する記述を積極的に行なっている(平松一夫「アメリカ営業報告書の現状」『会計』118巻2号(1980・8)14-15頁参照。なお、西野嘉一郎「企業の社会的責任と営業報告書」『会計』10巻2号(1973・7)16頁は、営業報告書の刷新を積極的に提言している)。この点に関して、法務省令改正作業の際に、商法部会において、営業報告書は、(イ)株主に対し会社の状況を明らかにし、(ロ)経営についての受託責任の遂行の状況を明らかにするものとして位置づけてはどうかとの性格づけをめぐって、(イ)、(ロ)いずれに重点をおくかにより記載事項の選択基準も変わるが、株主が読んでくれるような必要最小限度に限るべきだ、単位株により株主も大型化するのだから、相応のことを株主に知らせるべきだなどの意見があり、討議されたもようである(『商事法務』909号(1981・6)52頁参照)。
- 119) 大賀祥充『改正会社法講話』(成文堂, 1982・5)306頁参照。
- 120) 黒沢 清「営業報告書の機能とそのあり方について」『産業経理』35巻11号(1975・11)12頁。「会計に関する事項」とは何かについての明文規定がないため、会計監査人にその判断が委ねられている(商法特例法13条2項)ことから、

昭和57年6月14日の日本公認会計士協会・監査第一委員会「商法改正等に伴う商法監査に係る監査上の取扱い(案)」の「三の2 営業報告書の監査について」は、「営業報告書の記載事項のうち会計に関する部分とは、会計監査の実施過程において検証し得る会計帳簿の記録に基づく会計数値に限定されると解釈する。」という態度を表明している。武田隆二「営業報告書の監査～その内包と外延」『企業会計』34巻9号(1982・9)21頁は、会計に関する部分を、「総勘定元帳の記録を支える数値」として理解される。この点、「計算・公開改正試案」の段階であるが、武田隆二「業務報告書の記載事項の分析的評価」『産業経理』40巻5号(1980・5)17頁参照。

- 121) 藤田友治「営業報告書の機能および性格」『企業管理と会計情報』(千倉書房, 1983・3) 甲南経営研究 23巻3・4合併号9頁参照。浜本道正「営業報告書の改正内容」『税経セミナー』27巻10号(1982・9)81頁は、「会社経営をコントロールするための情報と投資効果を測定するための情報を併せて伝達するところに営業報告書の機能がある。」と説明する。
- 122) 鈴木竹雄「商法改正に伴う法務省令の公布に想う」『商事法務』941号(1982・7)5頁参照。

- 123) たとえば、日本経済新聞1982年9月22日朝刊2頁参照。このことは、沿革的にも妥当する(武田隆二「明治期の営業報告書の実態(2)」『産業経理』41巻7号(1981・7)38頁参照)。竹中正明「新しい営業報告書を求めて」『産業経理』35巻11号(1975・11)46頁参照。黒沢清「新営業報告書論」『産業経理』39巻4号(1979・4)8頁参照。また、経団連・経済法規委員会は、昭和57年6月9日に、「新法務省令による各種書類のひな型」と題して、その中で営業報告書についても詳細に取扱っている。
- 124) 若杉明「営業報告書と附属明細書～その在り方に対するアプローチ」『企業会計』33巻5号(1981・5)108頁。同『企業会計の論理』(国元書房, 1981・11)242-243頁。倉沢康一郎「株式会社の計算・公開に関する改正試案について」『産業経理』40巻7号(1980・7)50頁参照。阪埜光男「ディスクロージャーと営業報告書」『金融・商事判例』584号(1980・1)2頁参照。
- 125) 『経営実務』339号(1982・2)は、「ディスクロージャーの限界」という特集号であるが、そこで実務家は、すべて企業秘密を開示の限界の代表に掲げている。

[横浜国立大学経営学部助教授]